

〇うるま市みどり条例

平成17年4月1日

条例第143号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 みどりの保全(第7条—第15条)
- 第3章 みどりの創出(第16条—第19条)
- 第4章 普及及び啓発(第20条—第24条)
- 第5章 雑則(第25条—第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協働して、市におけるみどりの保全及び緑化の推進を図り、もって健康で文化的な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹林地、草地、水辺地、屋敷林又はその状況がこれらに類似する土地が、単独で、又は一体となって良好な環境を形成しているものをいう。
- (2) 緑化 みどりの創出及び管理をいう。

(市の責務)

第3条 市は、みどりが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、みどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市におけるみどりが適正に確保されるよう自ら努めるとともに、市が実施するみどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、市におけるみどりが適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施するみどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

(みどりの基本計画)

第6条 市は、みどりの適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)の策定に努めなければならない。

2 みどりの基本計画の策定に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 みどりの保全

(保存樹等の指定)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する樹木、樹林、屋敷林又は生垣(以下「樹木等」という。)を保存樹等として指定することができる。

- (1) 古木又は巨木で美観上樹容が優れているもの
- (2) 地域において、市民に親しまれているもの
- (3) 市街地又はその周辺にあり、風致又は景観が優れているもの
- (4) 無秩序な開発の防止、公害又は災害の防止のため必要なもの
- (5) 水辺地等と一体となり、人と自然との豊かな触れ合いの場を形成しているもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、みどりを保全するために市長が特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、土地及び樹木等の所有権その他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、所有者等に通知するとともに、保存樹等の所在地及び範囲等を告示しなければならない。

4 保存樹等の指定に係る基準及び指定期間は、規則で定める。

5 市長は、所有者等の同意を得て、保全樹等の指定期間を更新することができる。

(適用除外)

第8条 前条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項若しくは第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定されたもの
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条又は第25条の2の規定により指定されたもの
- (3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の区域として指定されたもの
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区として指定されたもの

- (5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項又は第45条第1項の規定により指定されたもの
- (6) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区として指定されたもの
- (7) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条の規定により指定されたもの
- (8) 国又は他の公共団体が所有及び管理する樹木等で、前各号に掲げるもの以外のもの(指定の効力等)

第9条 第7条第1項の規定による保存樹等の指定及び同条第5項の規定による保存樹等の指定期間の更新は、告示によりその効力を生ずる。

2 保存樹等に係る所有者等の変更があったときにおいても、その指定の効力は、失われな

い。

(指定の変更及び解除)

第10条 市長は、保存樹等の一部又は全部が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を変更又は解除することができる。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 保存樹等が枯死又は滅失したとき。
- (3) 所有者等から指定の変更又は解除の申出があった場合で、その申出がやむを得ないと認めるとき。
- (4) 公益上その他特別の理由があると認めるとき。

2 第7条第3項及び前条第1項の規定は、保存樹等の指定の変更又は解除について準用する。

(保存樹等の保全)

第11条 何人も、保存樹等が適正に保全されるように努めなければならない。

2 保存樹等の所有者等は、保存樹等について枯損の防止その他その保全に努めなければならない。

(所有者等の変更等の届出)

第12条 保存樹等の所有者等は、土地及び保存樹等の所有権その他の権限を移転しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 保存樹等の所有者等は、保存樹等が衰弱し、枯死し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置等)

第13条 市長は、保存樹等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを表示す

る標識を設置しなければならない。

- 2 何人も、市長が特に認めるときを除き、前項の規定により設置された標識を損傷し、又は移転し、若しくは除去してはならない。

(台帳の整備)

第14条 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、保管しなければならない。

(所有者等への指導等)

第15条 市長は、保存樹等の保全に関し必要があると認めるときは、所有者等に対し必要な指導、助言又は援助をすることができる。

第3章 みどりの創出

(緑化推進活動への参加)

第16条 市民は、地域における緑化を推進する活動に積極的に参加するように努めなければならない。

(公共施設の緑化)

第17条 市長は、市が設置又は管理する道路、公園及び学校その他の公共施設について、樹木及び花き等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

(民間施設の緑化)

第18条 市民又は事業者は、自己の所有する住宅又は事業所の敷地内にみどりの空間を確保し、樹木及び花き等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

(緑化協定)

第19条 市長は、良好な環境を確保する必要があると認める区域について、その土地及び建物の所有権その他の権限を有する者との合意により、当該区域におけるみどりの保全及び緑化の推進に関する協定(以下「緑化協定」という。)を締結することができる。

- 2 緑化協定に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 普及及び啓発

(普及及び啓発)

第20条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する知識の普及及び啓発を図るため、市民及び事業者に情報を提供し、緑化意識の高揚に努めなければならない。

(みどりの月間)

第21条 市長は、緑化の普及及び啓発を図るため、期間(以下「みどりの月間」という。)を定め、みどりの保全及び緑化の推進に関する事業を重点的に実施するものとする。

2 みどりの月間に関し必要な事項は、規則で定める。

(実践的活動団体の育成)

第22条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する活動を自主的かつ実践的に行う団体の育成に努めなければならない。

(助成等)

第23条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進のため、市の施策に協力する市民、事業者及び団体に対し、必要な助成又は援助をすることができる。

(うるま市みどり基金)

第24条 市は、みどりが市、市民及び事業者の共有の財産であるという認識のもとに、みどりの保全及び緑化の推進のため、うるま市みどり基金を設置することができる。

第5章 雑則

(立入調査)

第25条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、職員を保存樹等の存する土地に立ち入らせ、状況を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定により立入調査をさせるときは、あらかじめその所有者等に文書で通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭により行うことができる。

3 第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定により通知を受けた者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(指導等)

第26条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対して指導、助言又は勧告をすることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志川市みどり条例(平成14年具志川市条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりな

されたものとみなす。